

滋賀県高体連要覧

平成29年度

滋賀県高等学校体育連盟

目 次

高体連の歌	1
滋賀県高等学校体育連盟名簿	2～7
役員、理事一覧、専門部長・副部長・委員長・副委員長 各委員会、加盟校学校長および評議員	
滋賀県高等学校体育連盟規約	8～10
総務委員会規程	11
競技委員会規程	12
選手強化対策委員会規程	13
調査研究委員会規程	14
拡大委員会規程	15
滋賀県高等学校体育連盟積立金会計規程	16
滋賀県高等学校体育連盟表彰規程・内規・推薦書(要覧1)	17～18
" 功労者表彰規程・内規・推薦書(要覧2)	19～20
" 指導者奨励賞表彰規程・内規・推薦書(要覧3)	21～22
" 旅費規程・内規	23
大会競技役員旅費支給要項・精算書(要覧4)	24～26
大会開催補助金交付要綱	27～28
専門部収支予算書(要覧5)・決算書(要覧6)	29～30
大会予想(要覧7)	31
大会収支決算書(要覧8)	32
滋賀県高等学校体育連盟事故報告書(要覧9)	33
全国高等学校総合体育大会選手派遣補助金交付要綱	35
近畿高等学校体育大会選手派遣補助金交付要項	36
全国高校選抜および全国高校野球等選手派遣補助金交付要項	37～39
全国高等学校総合体育大会選手派遣事業報告書(出場校作成用)(要覧10～12)	40～43
近畿高等学校体育大会選手派遣実績事業報告書(専門部作成用)(要覧13)	44
" 実績報告書・事業報告書・収支決算書(出場校作成用)(要覧14～45～48)	
全国高校選抜および全国高校野球等交付申請書・事業計画ならびに収支予算書(要覧17、18)	49～50
" 実績報告書・大会報告ならびに収支決算書(要覧19、20)	51～52
専門部強化補助金交付要綱	53～54
" 交付申請書(要覧21)・事業計画書(要覧22-1)・収支予算書(要覧22-55～60)	
" 実績報告書(要覧23)・事業報告書(24-1)・収支決算書(24-2)	
" 旅費支出明細(要覧25)・領収書添付用紙(要覧26)	61～70
近畿高等学校体育連盟種目別大会年度別開催地順序表	71
報道各社一覧	72
滋賀県高等学校体育連盟要覧〔資料編〕	73～87

※ 滋賀県高体連ホームページにアップしています。様式もホームページよりダウンロードが可能です。

高体連の歌

作詞 増田 文雄

作曲 小松 清

澁刺と ♩ = 104
mf

あ け ゆ く お お ぞ ら あ か ね の あ さ の ひ あ

お ぐ こ こ ろ は さ や か に は れ て と

も に か た く み き ー た ー え ゆ く い

の ち は つ ら つ い き あ が る

と も よ い ざ つ ど い な ん

こ う た い れ ん こ う た い れ ん わ れ ら わ か し

mf, f, ff

高体連の歌

作詞 増田文雄
作曲 小松清

一

あけゆくおぼそく大空
あかねの朝の陽
仰ぐころは さやかに晴れて
ともに肩組み 鍛えゆく
生命はつらつ意気あがる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し

二

さみどり 萌えたつ
希望の この土
しかと踏みしめ 大気に伸ばす
この手 この脚 躍進の
ちから溢れて 血はおどる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し

三

世紀のひかりは
野山に 波路に
うた声たかく こだまとひびき
たゆまぬ努力 技を練る
行手ほまれの 花かおる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し

(昭和三十一年七月十五日制定)

平成29年度
滋賀県高等学校体育連盟役員

役職名	氏名	勤務先
会長	茶谷不二雄	彦根翔西館
副会長	門久仁裕	栗東
〃	辻美也子	草津東
〃	田邊雅之	水口東
監事	尾中圭	安曇川
〃	松澤佳子	八幡
顧問	橋爪建治	県体育協会
〃	前田光治	長浜バイオ大学ドーム
〃	湯木保彦	県教委
〃	川上昌道	膳所
参与	加藤靖	長浜農業

役職名	氏名	勤務先
参与	井上升二	湖南農業
〃	川居正人	聾話
〃	松村実	比叡山
〃	那須文英	滋賀短期大学附属
〃	松村良樹	近江
〃	橋本修	彦根総合
〃	寺田佳司	立命館守山
〃	富岡無空	幸福の科学学園西
〃	小梶猛	司学館(通)
〃	井東弘	MIHO美学院

役職名	氏名	勤務先
理事長	南雄志	県教委
副理事長	片岡直之	国際情報
〃	中西敦子	国際情報
〃	青井清昭	堅田
〃	岩崎崇	堅田
常務理事	奥村源	県教委
〃	八木孝夫(湖西)	安曇川
〃	江藤悠平(大津)	北大津
〃	杉本新也(湖東)	愛知

役職名	氏名	勤務先
常務理事	吉武美保(彦根)	彦根翔西館
〃	小谷野佑介(湖北)	伊香
〃	川端竜太(湖南)	立命館守山
〃	乾文晃(球内)	滋賀学園
〃	前田秀生(球外)	堅田
〃	鷲田浩(球他内)	守山
〃	小寺善正(球他外)	玉川
〃	東達哉(定通)	大津清陵(昼)

高体連事務局

事務局長	水野禎美	事務局
事務局員	朝香早織	事務局

滋賀県高等学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は滋賀県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県教育委員会事務局保健体育課内）に置く。

2 事務局には事務局長と事務局員をおく。

第2章 目的

第3条 本連盟は、県下高等学校等の体育運動を振興し、体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各種競技大会を開催すること。
- (2) 各研究会、講習会を開催すること。
- (3) 体育運動指導奨励のため諸種の調査研究をすること。
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行なうこと。

第4章 組織

第5条 本連盟は、県下の高等学校等にあつて、本連盟に加盟した学校をもつて組織する。

2 本連盟に専門部をおく。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1 名	評 議 員	加盟校各 1 名
副 会 長	若干名	理 事	若干名
理 事 長	1 名	常務理事	若干名
専 門 部 部 長	若干名	監 事	2 名
専 門 部 委 員 長	若干名		

ただし、必要に応じて本連盟に副理事長、専門部副部長、専門部副委員長をおくことができる。

第7条 会長および副会長は評議員会において、これを推挙する。

2 会長は本連盟を代表し、本連盟事務を統轄する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第8条 評議員は、加盟高等学校等の代表教員をあて、本連盟の重要事項を審議する。

第9条 理事は、各専門部委員長もしくはそれに代わる者1名、各地域より1名、県教委事務局・会長委嘱若干名とし、本連盟事業の執行にあたる。

2 各地域は次の郡市とする。

湖西 高島市

大津 大津市

湖南 草津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市・甲賀市

湖東 近江八幡市・東近江市・蒲生郡・愛知郡・犬上郡

彦根 彦根市

湖北 長浜市・米原市

第10条 理事長は理事の互選とし、会長を補佐し会務を執行する。

2 副理事長は理事の互選とし、理事長を補佐する。

3 常務理事は理事の中より会長が委嘱し、本連盟の常務を処理する。

第11条 監事は評議員会の推せんにより会長が委嘱し、当会計を監査する。

第12条 専門部部長は加盟高等学校等校長もしくは副校長をこれにあて、会長が委嘱し、当該専門部を統轄する。

2 専門部副部長は加盟高等学校等校長、副校長もしくは教頭をこれにあて、会長が委嘱し、部長を補佐する。

3 専門部は本連盟により承認された各競技別部会および定通部会によって構成し、当該部会の運営と事業の執行にあたる。

4 専門部委員長は、各専門部の専門的事項を司り専門部部長を補佐する。

5 専門部副委員長は委員長を補佐する。

第13条 事務局長、事務局員は、庶務会計を司る。事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は2か年とする。但し、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本連盟に顧問および参与を若干名おくことができる。

2 顧問、参与は評議員会の推薦により会長これを推挙し、本会の諮問にこたえる。

第6章 会 議

第16条 評議員会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を審議決定する。

(1) 予算、決算ならびに事業計画に関する件

(2) 役員の改選に関する件

(3) 規約の改正に関する件

(4) その他、会長の必要と認めた事項

2 評議員会の定足数は評議員総数の半数以上とし、出席者の過半数で議決する。

3 理事会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を司る。

(1) 事業の執行に関する件

(2) 評議員会より委任された事項

(3) その他、会長・理事長の必要と認めた事項

4 常務理事会は本連盟の主要事項を立案し、会務を処理する。

5 専門部部長会および専門部委員長会を必要に応じて開催することができる。

第7章 総務委員会

第17条 本連盟に総務委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第8章 競 技 委 員 会

第18条 本連盟に競技委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第9章 選 手 強 化 対 策 委 員 会

第19条 本連盟に選手強化対策委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第10章 調 査 研 究 委 員 会

第20条 本連盟に調査研究委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第11章 特 別 委 員 会

第21条 本連盟は必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第12章 会 計

第22条 本連盟の経費は加盟高等学校等の会費および補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

2 本連盟の会計は一般会計のほか、必要に応じて積立金会計を設けることができる。その細則は別にこれを定める。

第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 補 則

第24条 本連盟規約施行に必要な細部事項については、理事長がこれを定める。

第25条 本連盟は必要に応じ全国のおよび地域的体育団体の事業ならびに事務を管理する。

- 附 則
- 1 本規約は、昭和24年4月1日より施行する。
 - 2 昭和35年4月22日 部長制について一部改正
 - 3 昭和43年12月12日 常務理事について一部改正
 - 4 昭和49年12月22日 競技委員会・選手強化対策委員会規程および地区選出理事について一部改正
 - 5 昭和52年2月25日 副理事長・専門部副部長・専門部副委員長について一部改正
 - 6 昭和52年4月22日 総務委員会規程について一部改正
 - 7 昭和62年4月1日 事務局・理事および調査研究委員会について一部改正
 - 8 平成4年4月1日 事務局について一部改正
 - 9 平成8年12月6日 理事の定数について改正、および会議について一部改正
 - 10 平成17年3月11日 各地域の郡市について一部改正
 - 11 平成21年3月6日 組織について一部改正
 - 12 平成22年3月12日 会計について一部改正
 - 13 平成23年12月2日 各地域の郡市について一部改正
 - 14 平成26年4月1日 事務局および役員について一部改正
 - 15 平成27年4月1日 事務局および役員について一部改正
 - 16 平成28年4月1日 事務局について一部改正

総務委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第7章第17条に基づき総務委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は、次の事業を処理する。

- (1) 総合企画に関すること。
- (2) 広報に関する基本計画を作成すること。
- (3) 資料の収集、作成に関すること。
- (4) その他各前項に関する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 評議員会において推薦された若干名の委員
- (2) 会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和52年5月6日より施行する。

2 昭和62年4月1日 事業および委員・役員の任期について一部改正

競 技 委 員 会 規 程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第8章第18条に基づき競技委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 競技会開催に関する根本方針を確立すること。
- (2) 春季・秋季総合体育大会および県民体育大会高等学校の部の実施方法その他重要事項を審議すること。
- (3) 専門部競技会開催の調整をはかること。
- (4) その他各前項に関連する事項

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各地域から選出された委員6名
- (2) 評議委員会において推薦された若干名の委員
- (3) 会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 附 則
- 1 本規程は、昭和46年6月17日より施行する。
 - 2 昭和62年4月1日 委員および役員の任期について一部改正
 - 3 平成9年3月14日 委員の構成について一部改正

選手強化対策委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第9章第19条に基づき選手強化対策委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 競技力向上に関する根本方針を確立すること。
- (2) 選手強化対策等の計画立案、選手およびコーチの強化に関すること。
- (3) 専門部の選手強化に協力すること。
- (4) その他各前項に関連する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 評議員会において推薦された若干名の委員
- (2) 会長が常務理事の中から指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和46年6月17日より施行する。

2 昭和62年4月1日 委員および役員の任期について一部改正

調 査 研 究 委 員 会 規 程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第10章第20条に基づき調査研究委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 調査ならびに研究に関する基本計画を作成すること。
- (2) 体育・スポーツに関する調査ならびに研究の推進に関すること。
- (3) 各校・各専門部の調査ならびに研究に協力すること
- (4) その他各前項に関連する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 評議員会において推薦された若干名の委員
- (2) 会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和62年4月1日より施行する。

拡大委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第11章第21条に基づき拡大委員会（特別委員会）（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は、次の事業を処理する。

- (1) 滋賀県高体連の将来の方針、運営に関する検討について。
- (2) 将来の全国大会開催に関すること。
- (3) その他各前項に関する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 高体連会長、副会長、理事長、副理事長
- (2) 会長が指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、会長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和24年12月7日より施行する。

滋賀県高等学校体育連盟積立金会計規程

第1条（総則） この規程は、滋賀県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）規約第22条の規定に基づき、本積立金会計処理に関する必要な事項を定める。

第2条（名称） 本積立金は、「滋賀県高等学校体育連盟積立金」（以下「高体連積立金」という）と称する。

第3条（目的） 高体連積立金は、全国高等学校総合体育大会等全国規模の大会に資する諸事業、ならびに、本連盟の目的遂行に資する諸事業を行うことにより、県下高等学校等の運動部活動の発展、振興に寄与することを目的とする。

第4条（原資） 高体連積立金の原資は、本連盟の一般会計からの積立金をもって充当する。

第5条（対象事業） 高体連積立金は、原則として下記の対象事業に必要な経費に充当する。

- (1) 全国高等学校総合体育大会の滋賀県開催に資する事業
- (2) 全国高等学校体育連盟研究大会の滋賀県開催に資する事業
- (3) 生徒減員に係る会費収入減に対応する事業
- (4) その他、本連盟会長が必要と認める事業

第6条（会計） 高体連積立金の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 高体連積立金の管理は本連盟事務局が担当し、本連盟の監事による監査を受けるものとする。
- 3 高体連積立金取崩、および、決算については本連盟評議員会において決議を必要とする。ただし、緊急を要する事業の経費については、会長の承認を経て経理し、本連盟評議員会において報告するものとする。

第7条（改廃） 本規定の改廃は本連盟評議員会の決議により行う。

- 附 則
- 1 本規程は、平成22年3月12日より施行する。
 - 2 この高体連積立金の資金は、本連盟が平成21年度末まで積み立てた「積立金A」および「積立金B」から引き継ぐものとする。

滋賀県高等学校体育連盟表彰規程

第1条 本連盟は本県高等学校体育を振興する目的を以て本規程に基づき優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

第2条 本連盟の表彰は、常務理事会において審議され、評議員会の承認を得るものとする。

第3条 本連盟は、下の各項のうち何れかの項に該当するものについて、これを表彰する。

(1) 近畿大会で優勝した個人ならびに団体。

(2) 全国大会並びに国体に於いて、3位以上の成績を収めた個人ならびに団体。

(3) 1・2項以外で相当と認めた個人ならびに団体。

第4条 被表彰者の推薦は各学校長からとする。

第5条 本連盟の表彰は表彰状を以てこれを行ない、記念品を授与する。

第6条 被表彰者推薦のための内規は別に定める。

第7条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を得て、これを改正することができる。

附 則 1 平成4年4月1日一部改正

2 平成11年4月1日一部改正

滋賀県高等学校体育連盟表彰規程にかかる内規

1 前期は4月1日から10月31日まで、後期は11月1日から翌年3月31日までに開催された大会とする。

2 表彰は、前期(12月)、後期(4月)の年2回とする。ただし、卒業予定の生徒の後期表彰にあっては、常務理事会の選考をもって2月末までに表彰をすることができる。

3 受賞は同一年度に一人一回とする。

4 近畿大会とは近畿高等学校体育連盟が主催する大会とする。ただし、近畿高等学校体育連盟が主催していない大会(アメリカンフットボール・馬術・野球)については、専門部が定める大会とする。

5 各競技の学校対抗の得点は本賞の対象としない。

6 近畿・全国高校駅伝の区間1位は表彰対象とする。

7 県予選会を経ずして、全国大会に出場し優秀な成績を収めた場合は、1位のみを表彰対象とする。

8 団体競技の受賞は、大会の登録選手とする。

附 則 1 本内規は、平成11年4月1日より施行する。

2 平成28年4月1日一部改正

※申し合わせ事項…高体連表彰の趣旨から学校体育大会(全国高校総体・全国選抜大会・国民体育大会・その他全国大会、近畿種目別大会等)とし社会体育系大会は除外する。

内規4に該当する近畿大会とは、近畿高等学校種目別大会を言う。(平成16年12月3日追加)

滋賀県高等学校体育連盟功労者表彰規程

第1条 本規程は滋賀県高等学校体育連盟の振興発展に寄与し、功労の顕著な者について表彰する。

第2条 被表彰者は、常務理事会で審議され、評議員会で承認を得たものとする。

第3条 表彰の対象者は、次の各項の何れかに該当すると認められたものである。

(1) 本連盟の振興発展に、その功労が顕著であったもの。

(2) 本連盟にあって、永年指導に精励し、その功労が顕著であったもの。

(3) 前項1・2の規定に関わらず適当と認められたもの。

第4条 第3条に該当する者のあるときは、事務局ならびに専門部が推薦するものとする。

第5条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を以て、これを改正することができる。

附 則 1 本規程は、平成4年7月20日より施行する。

2 平成11年4月1日一部改正

滋賀県高等学校体育連盟功労者表彰規程にかかる内規

1 推薦に当たっては次に該当することを原則とする。

(1) 功労者賞

会長・副会長 無条件（勇退時）

理事長 無条件（勇退時）

委員会委員長 4年以上（勇退時）

委員会委員 6年以上（勇退時）

専門部委員長 通算4年以上（勇退時）

(2) 優秀指導者賞

全国高体連が主催する全国大会3位以上入賞の指導者。ただし定通大会ならびに県予選を経ずして出場した大会にあっては1位のみ指導者。

以上の成績を上げた指導者については、毎年これを表彰することができる。

(3) 永年優秀指導者賞

全国高体連が主催する全国大会において、同一競技に永年出場(10回以上)の指導者。

2 前項に該当する者がいる場合には、会長・副会長・理事長・その他については事務局が、専門部委員長・優秀指導者にあっては専門部が事務局と事前協議のうえ、年度終了後、速やかに推薦するものとする。

3 推薦書の様式は別に定める。

4 この内規は評議員の3分の2以上の同意を以て改正することができる。

附 則 1 本規程は、平成4年7月20日より施行する。

2 平成4年12月11日一部改正

3 平成6年3月10日一部改正

4 平成11年4月1日一部改正

5 平成19年4月1日一部改正

※ 申し合わせ事項…功労者賞の表彰については、過去に表彰していても、異なる役職の場合は再度表彰することができる。（平成18年12月1日追加）

滋賀県高等学校体育連盟指導者奨励賞表彰規程

第1条 本規程は、滋賀県高等学校体育連盟として高等学校運動部の振興と活性化に寄与するため、各加盟校において中堅的な指導者として献身的に運動部の指導に携わり、今後一層の活躍が期待される者について表彰する。

第2条 被表彰者は、常務理事会で審議され、評議員会で承認を得たものとする。

第3条 表彰対象者は、各加盟校において運動部指導者として、おおむね4年以上献身的に指導に取り組み、学校長が本賞該当者として推薦する者。

第4条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を以て、これを改正することができる。

附 則 1 本規程は、平成14年4月1日より施行する。

滋賀県高等学校体育連盟指導者奨励賞表彰規程にかかる内規

- 1 推薦に当たっては次に該当することに留意する。
 - (1) 被表彰者は、各加盟校において指導に熱心に取り組み、運動部の活性化に貢献している者であること。
 - (2) 被表彰者の年齢は本賞の性格上、おおむね40歳までであること。
 - (3) 表彰は、同一競技において同一人物に対し1回とする。
 - (4) 原則として1校1名以内の推薦とする。
- 2 競技専門部に適任者がいる場合は、専門部長を通じて該当学校長に推薦するものとする。
- 3 前項該当の推薦は1月までに完了し、被表彰者の決定は3月に行うものとする。
- 4 推薦書の様式は別に定める。

附 則 1 本内規は、平成14年4月1日より施行する。

滋賀県高等学校体育連盟旅費規程

- 第1条 滋賀県高等学校体育連盟（以下「高体連」と称する。）の役員に関する旅費の支給については本規程の定めるところによるものとする。
- 第2条 県高体連の旅費支給の対象となる役員は県高体連規約第6条に規定する役員のほか県総体（春・秋）、県体、定通総体（春・秋）、駅伝（全日制・定通制）の競技運営役員（生徒引率教員および加盟校以外の役員は除く）および特別委員会委員ならびに上部団体派遣役員とする。
- 第3条 旅費の支給は県高体連会長の指名もしくは委嘱によって旅行もしくは、運営に服した場合にのみ支給するものとする。
- 第4条 旅費の種類は、交通費、旅行雑費、宿泊料とする。
- 第5条 旅費計算および旅費請求については、滋賀県旅費支給条令に準じ、予算の範囲内において支給するものとする。
ただし旅行雑費・宿泊料については別表のとおり定めるものとする。

別表

旅行雑費（1泊に付）	宿 泊 料	
	※甲 地	乙 地
県外宿泊 780円	10,900円	9,800円
県内宿泊 390円		

※甲 地
東京都特別区
横浜市・川崎市
さいたま市・千葉市
名古屋市・京都市
大阪市・堺市
神戸市・広島市
福岡市

- 附 則 1 本規程は、昭和49年4月1日より施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正
- 3 平成11年1月1日 日当・宿泊料について一部改正
- 4 平成21年4月1日 旅行雑費について一部改正
- 5 平成25年4月1日 宿泊料について改正
- 6 平成26年4月19日 旅行雑費について改正

滋賀県高等学校体育連盟旅費規程にかかる内規

- 1 全国高等学校体育連盟諸会議は、滋賀県高等学校体育連盟（以下「高体連」と称する）旅費規程に準ずる。
- 2 近畿高等学校体育連盟諸会議は、高体連旅費規程に準ずるも急行料金および特別車輜料金は含まない。
- 3 県内諸会議は、高体連旅費規程に準ずる。
- 4 競技運営役員は高体連旅費規程に準ずる。
- 5 競技運営役員旅費のうち登山、スキーの宿泊料に関しては、乙地宿泊料の半額を上限とし、実費を支給する。
- 6 大会役員旅費は、高体連旅費規程に準ずる。

- 附 則 1 本内規は、昭和50年4月1日より施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正
- 3 平成11年1月1日一部改正
- 4 平成21年4月1日一部改正

大会競技役員旅費支給要項

本連盟が滋賀県高等学校体育連盟旅費規程に定める県内各種体育大会に、生徒引率以外の競技役員として従事した加盟校教員に対し所要の旅費について支給する。

1 支給額

支給額は、滋賀県財務会計オンラインシステムによる計算に準ずる。

※ただし有料道路利用料については、琵琶湖大橋のみ支給対象とする。

2 競技役員旅費請求書・精算書の提出および旅費の支給

競技役員に携った加盟校教員は、大会終了後、専門部委員長の確認印が捺印された競技役員旅費請求書を、速やかに当該加盟校の事務室へ提出する。

提出された競技役員旅費請求書は、事務室で取りまとめのうえ、精算書（様式要覧4）に競技役員旅費請求書を添え、高体連事務局へ送付する。

（提出期限：上半期9月下旬、下半期2月下旬）

高体連事務局は、提出された精算書および請求書について、滋賀県高等学校体育連盟旅費規程・同内規にもとづき、内容を確認のうえ、上半期分については10月下旬、下半期については3月下旬をめどに、旅費を当該校銀行口座に振り込む。

3 旅費請求書の様式記載について

（1）滋賀県高等学校体育連盟旅費規程、および旅費規程に関する内規にもとづき作成すること。

（2）用務先は開催される競技地を記入し、起点区分および交通手段については正確に記入すること。

（3）交通費は、財務会計オンラインシステムにより自動計算し、鉄道賃・車賃の合算額を記入すること。ただし、財務会計オンラインシステムを利用できない学校にあっては、交通費欄については空欄とする。（定期調整の有無については記入のこと）

（4）宿泊料については、県内宿泊の場合原則として支給しないが、競技種目のうち登山、スキーに関しては乙地宿泊料の半額を上限とし、実費を支給する。

（5）専門部委員長の捺印による確認印を得ること。

4 精算書の記載について

（1）大会別に作成すること。1人1日1行を使用すること。

（2）提出された全ての請求書について記載すること。

5 支給対象の大会は下記のとおりとする。

- 県高校春季総合体育大会
- 県高校秋季総合体育大会
- 県高校駅伝競走大会
- 県民体育大会高校の部
- 県高校冬季体育大会
- 県高校定通制春季総合体育大会
- 県高校定通制秋季総合体育大会
- 県高校定通制駅伝競走大会

※ 専門部委員長は、支給対象以外の競技会・行事には、請求書を発行しないこと。

大会		高校役員旅費請求書					
所属	高等学校		合計		円		
氏名	居住所						
月日 (曜日)	会場名(競技目的地) 起 点 区 分	交通手段 (のちしてください)	交通費	旅行雑費 (定額)	宿泊 (定額)	金額小計	備考
/	品用: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 帰着: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅	・交通機関利用 ・自家用車利用 ・その他 ()	定期調整 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	円	円	円	円
/	品用: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 帰着: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅	・交通機関利用 ・自家用車利用 ・その他 ()	定期調整 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	円	円	円	円
/	品用: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 帰着: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅	・交通機関利用 ・自家用車利用 ・その他 ()	定期調整 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	円	円	円	円
/	品用: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 帰着: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅	・交通機関利用 ・自家用車利用 ・その他 ()	定期調整 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	円	円	円	円
/	品用: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 帰着: <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅	・交通機関利用 ・自家用車利用 ・その他 ()	定期調整 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	円	円	円	円
滋賀県高等学校体育連盟 会長 ○○○○ 副会長 ○○○○ 部長 ○○○○ 専門部委員長 ○○○○ 印							

※ 前日帰郷・後日付帰・計量は対象外ですので注意してください。

附 則 1 平成 26 年 3 月 7 日一部改正
 2 平成 26 年 4 月 18 日一部改正

滋賀県高等学校体育連盟 大会開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は滋賀県高等学校体育連盟が各専門部に交付する大会開催補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的、補助対象)

第2条 滋賀県高等学校体育連盟は開催する大会が円滑に運営されるため、大会開催に係る事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。各専門部の補助金額は、滋賀県高等学校体育連盟理事会で審議し、評議員会で承認する。

(補助金の交付申請)

第4条 滋賀県高等学校体育連盟専門部は、補助金の交付を受けようとするときは、専門部収支予算書を滋賀県高等学校体育連盟会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該専門部に通知する。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、各専門部は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業の執行に際しては、滋賀県高等学校体育連盟が行う契約手続きの取扱に準じて行わなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要があると認めて指示した事項。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業について、重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第1号様式による変更(中止)承認申請書を提出して会長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止、又は廃止する場合。
- (2) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更を行う場合。

(補助金の概算払)

第8条 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは補助金の概算払をすることができる。

(実績報告書)

第9条 各専門部は、補助事業が完了し、又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、専門部収支決算書に關係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い時期までに会長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、各専門部に対し補助事業の遂行状況報告を求め、又は、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額
滋賀県高等学校体育連盟が 開催する大会に係る事業	諸謝金、褒賞費、旅費、消耗 品費、印刷製本費、通信運搬 費、使用料及び借損料その他 会長が必要と認める経費	別に定める。

全国ならびに近畿高等学校体育大会選手派遣補助金交付要綱

1 交付目的

全国高体連主催による全国高等学校総合体育大会ならびに全国高等学校体育連盟に加盟していない種目についての全国高等学校選手権大会に出場する選手に対する補助、近畿高体連主催による近畿高等学校種目別大会ならびに近畿高等学校体育連盟に加盟していない種目についての近畿高等学校選手権大会に出場する選手に対する補助、ならびに、全国高等学校体育連盟が主催する全国高等学校選抜大会、および、全国高野連が主催する全国高等学校野球大会等に出場する選手に対し補助を行い、もって本県高校スポーツの競技力向上と振興に寄与することを目的とする。

2 要綱の運用

この目的を遂行するため、次の要項を定める。

- (1) 全国高等学校総合体育大会選手派遣補助金要項
- (2) 近畿高等学校体育大会選手派遣補助金要項
- (3) 全国高校選抜大会および全国高校野球等選手派遣補助金要項

3 各要項

それぞれの要項は、次に定める。

附 則 1 この要綱は、従来施行されている旧要項(1)、(2)および(3)を統合し、平成29年4月1日より施行する。

(1) 全国高等学校総合体育大会選手派遣補助金要項

1 補助対象

出場選手(マネージャーは除く)の旅費および宿泊費

2 補助額

予算の範囲内で補助する。補助額については、別に定める。

3 補助対象大会

補助対象大会については、別に定める。(全国大会別紙)

4 補助金の交付

出場校より提出された実績報告書により、精算払いとして出場校の校長あて交付する。

5 補助額算出細則

(1) 交通費の算出

ア 学校最寄り駅から大会会場最寄り駅までの鉄道往復最安運賃とし、経由地は原則として下表のとおりとする。

経由地	行き先	湖西線	びわこ線	草津線	北陸線
A	東方面	京都	米原	米原	米原
B	西方面	京都	京都	京都	米原
C	北陸方面	敦賀	米原	米原	米原

イ JR利用を原則とし、適用可能割引後の運賃を利用機関の運賃規定に則り算出する。特急等利用の場合は、自由席料金で算出する。

(2) 宿泊数の算出

補助対象宿泊は、原則として下表のとおりとする。

	前日	泊	午前	午後	泊	午前or午後	泊	午前or午後	泊
A		○	総合開会式	種目別開会式	○	競技(勝)	○	競技(終)	○
B		○	種目別開会式	競技(勝)	○	競技(勝)	○	競技(終or負)	○
C		×		開会式	○	競技(負)	○		
D		×			○	競技(勝)	○	競技(負)	○
他 ボクシング競技の「医師による検診」は「競技」と見なす。その他の競技における大会出場のために必須な行事は、必要最少人数分のみ「開会式」と見なす。									

(3) 近畿ブロック開催競技については、近畿高等学校体育大会選手派遣補助金要項を準用する。また、県内開催競技については、交通費のみを補助対象とする。

6 実績報告書の記載および提出

出場校の学校長は、大会終了後2週間以内に別紙様式(様式 要覧10~12)により実績報告書を作成し、高体連会長あて提出する。

(1) 実績報告書提出用鑑(様式 要覧10)

ア 出場学校長印を捺印の上、提出する。

(2) 事業報告書(様式 要覧11)

ア 大会概要および出場選手名簿(大会要項に基づくエントリー選手のみ)を記載する。

イ 競技結果については、初戦より最終戦まで詳細に記載する。(試合実施日・時刻、対戦チームとの勝敗・得点、タイム、最終順位等)

(3) 収支決算書(様式 要覧12)

ア 収入、支出ともに大会要項に基づく選手エントリー数(マネージャー、引率者および監督は含まない)に要した経費を記載する。

イ 合計金額については、収入、支出が一致すること。

(4) 添付書類

ア 宿泊領収書(セミナーハウス等素泊まり施設利用にあつては宿泊証明書(宿泊人数・宿泊日数・宿泊料記載)および布団代領収書)のコピー(校長の原本証明必要)または原本を添付する。

附 則 1 この要項は、平成29年4月1日より施行する。

(2) 近畿高等学校体育大会選手派遣補助金要項

1 補助対象

出場選手(マネージャーは除く)の旅費および宿泊費。

2 補助額

予算の範囲内で補助する。補助額については、別に定める。

3 補助対象大会

補助対象大会については、別に定める。(近畿大会別紙)

4 補助金の交付

専門部ならびに出場校から提出された実績報告書により、精算払いとして出場校の校長あて支出する。

5 補助額算出細則

(1) 交通費の算出

ア 学校最寄り駅から大会会場最寄り駅(様式要覧13記載(各専門部報告分))までの鉄道往復最安運賃とする。

イ JR利用を原則とし、適用可能割引後の運賃を利用機関の運賃規定に則り算出する。特急等料金は補助対象外とする。

ウ 滋賀県内開催競技については、交通費のみ補助対象とする。

(2) 宿泊数の算出

ア 補助対象宿泊日は、原則として下表のとおりとする。

	前日	泊	午前	午後	泊	午前	午後	泊	午前or午後	泊
A		○	開会式	競技(勝)	○	競技	競技(負)	×		
B		×		開会式	○	競技(勝)	競技(負)	×		
C		×			○	競技(勝)	競技(勝)	○	競技(終)	×

他 ボクシング競技の「医師による検診」は「競技」と見なす。その他の競技における大会出場のために必須な行事は、必要最少人数分のみ「開会式」と見なす。

6 実績報告書の記載および提出

(1) 出場競技専門部委員長にあっては、別紙様式(様式要覧13)により事業報告書を大会終了後速やかに高体連会長あて提出するとともに参加校に対し「会場最寄り駅」を通知する。

ア 選手派遣事業報告書(様式要覧13)

(ア) 出場校名、人数を記入し、記載者印を捺印の上、提出する。

(2) 出場校の校長にあっては、別紙様式(様式要覧14~16)により実績報告書を作成し、必要書類を添付の上、大会終了後2週間以内に高体連会長あて提出する。

ア 実績報告書提出用鑑(様式要覧14)

(ア) 出場校校長印を捺印の上、提出する。

イ 事業報告書(様式要覧15)

(ア) 大会概要および出場選手名簿(大会要項に基づくエントリー選手のみ)を記載する。

(イ) 競技結果については、初戦より詳細に記載する。(試合実施日・時刻、対戦チームとの勝敗・得点、タイム、最終順位等)

ウ 収支決算書(様式要覧16)(マネージャー、引率者および監督は含まない)

(ア) 収入、支出ともに大会要項に基づく選手エントリー数に要した経費を記載する。

(イ) 合計については、収入額、支出額が一致すること。

エ 添付書類

(ア) 宿泊領収書(セミナーハウス等素泊まり施設利用にあっては宿泊証明書(宿泊人数・宿泊日数・宿泊料記載)および布団代領収書)のコピー(校長の原本証明必要)または原本を添付する。

附 則 1 この要項は、平成29年4月1日より施行する。

(3) 全国高校選抜大会および全国高校野球等選手派遣補助金要項

1 補助対象

出場選手(マネージャーは除く)の旅費および宿泊費。

2 補助額

予算の範囲内で補助する。補助額については、別に定める。

3 補助対象大会および出場者数

補助対象大会および出場者数については、別に定める。(全国選抜大会別紙)

4 補助金の交付

出場校の校長より提出された交付申請書に基づき交付する。

5 補助金の交付申請

出場校の校長は、交付申請書(様式 要覧17)とともに次の関係書類を提出する。

- (1) 実施要綱
- (2) 校長印を押印した大会参加申込書(写し)
- (3) 事業計画ならびに収支予算書(様式 要覧18)

6 実績報告書の提出

出場校の校長は、大会終了後すみやかに実績報告書(様式 要覧19)とともに次の必要関係書類を提出する。

- (1) 大会結果報告ならびに収支決算書(様式 要覧20)
 - ア 収入、支出ともに大会要項に基づく選手エントリー数に要した経費を記載する。
 - イ 合計については、収入額、支出額が一致すること。
- (2) 添付書類
 - ア 宿泊領収書(セミナーハウス等素泊まり施設利用にあつては宿泊証明書(宿泊人数・宿泊日数・宿泊料記載)および布団代領収書)のコピー(校長の原本証明必要)または原本を添付する。

附 則 1 この要項は、平成29年4月1日より施行する。

(別紙)

1 補助金の額

(1) 全国大会および近畿大会

交通費は補助対象額の1/3(10円未満切捨)、宿泊費は1泊あたり「実費または2,000円のどちらか低い額」を補助する。

(2) 全国選抜大会

一団体の上限を100,000円とし、原則として出場選手1人につき5,000円(定額)を補助する。

ただし「(1)の基準で算出した出場選手1人あたりの補助金額」が5,000円に満たない場合はこの限りではない。

2 補助対象大会

(1) 全国大会

	課程	大会名	備考
1	全日制	全国高等学校総合体育大会	
		全国高等学校駅伝競走大会	
		全国高等学校選手権大会(全国高体連に加盟していない競技種目)	
2	定通制	全国高等学校定時制通信制総合体育大会	

(2) 近畿大会

	競技名	大会名	備考
1	陸上競技	近畿高等学校ユース陸上競技対校選手権大会	
		近畿高等学校駅伝競走大会	
2	水泳競技	近畿高等学校選手権水泳競技大会	
3	体操競技	近畿高等学校体操競技選手権大会	
		近畿高等学校新体操選手権大会	
4	ソフトテニス	近畿高等学校ソフトテニス選手権大会	
5	卓球	近畿高等学校卓球選手権大会	
6	バスケットボール	近畿高等学校バスケットボール選手権大会	
7	バレーボール	近畿高等学校バレーボール優勝大会	
8	バドミントン	近畿高等学校バドミントン選手権大会	
9	アメリカンフットボール	関西高等学校アメリカンフットボール選手権大会	
10	サッカー	近畿高等学校サッカー選手権大会	
11	ラグビーフットボール	近畿高等学校ラグビーフットボール大会	
12	ソフトボール	近畿高等学校ソフトボール選手権大会	
13	ハンドボール	近畿高等学校ハンドボール選手権大会	
14	剣道	近畿高等学校剣道大会	
15	柔道	近畿高等学校柔道新人大会	
16	弓道	近畿高等学校弓道大会	
17	アーチェリー	近畿高等学校アーチェリー選手権大会	
18	相撲	近畿高等学校相撲大会	
19	ボート	近畿高等学校ボート選手権大会	
20	ヨット	近畿高等学校ヨット選手権大会	
21	登山	近畿高等学校登山大会	
22	スキー	近畿高等学校スキー選手権大会	
23	ウエイトリフティング	近畿高等学校ウエイトリフティング競技選手権大会	
24	自転車	近畿高等学校自転車競技大会	
25	馬術	関西高等学校貸与馬障害飛越団体対抗トナメント戦	

	競技名	大会名	備考
26	ホッケー	近畿高等学校ホッケー選手権大会	
27	レスリング	近畿高等学校レスリング選手権大会	
28	テニス	近畿高等学校テニス大会	
29	フェンシング	近畿高等学校フェンシング選手権大会	
30	ボクシング	近畿高等学校ボクシング選手権大会	
31	空手道	近畿高等学校空手道大会	
32	カヌー	近畿高等学校カヌー選手権大会	
33	ライフル射撃	近畿高等学校春季ライフル射撃選手権大会	
34	スケート	全国高等学校アイスホッケー大会近畿北信越予選	
35	定通制	近畿高等学校定時制通信制課程体育大会	

(3) 全国選抜大会

	大会名	備考
1	全国高等学校体操競技選抜大会	
2	全国高等学校新体操選抜大会	
3	全国高等学校団体選抜ソフトテニス大会	
4	全国高等学校選抜卓球大会	
5	全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会	
6	全日本バレーボール高等学校選手権大会	
7	全国高等学校選抜バドミントン大会	
8	全国高等学校サッカー選手権大会	
9	全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会	
10	全国高等学校ソフトボール選抜大会	
11	全国高等学校ハンドボール選抜大会	
12	全国高等学校剣道選抜大会	
13	全国高等学校柔道選手権大会	
14	全国高等学校弓道選抜大会	
15	全国高等学校アーチェリー選抜大会	
16	全国高等学校相撲新人選手権大会	
17	全国高等学校選抜ボート大会	
18	全国高等学校選抜クライミング選手権大会	
19	全国高等学校選抜スキー大会(アルペン)	
20	全国高等学校選抜スキー大会(ノルディック)	
21	全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会	
22	全国高等学校選抜自転車競技大会	
23	全国高等学校馬術選手権大会(8月開催)	
24	全国高等学校選抜ホッケー大会	
25	全国高等学校選抜レスリング大会	
26	全国選抜高校テニス大会	
27	全国高等学校選抜フェンシング大会	
28	全国高等学校ボクシング選抜大会	
29	全国高等学校空手道選抜大会	
30	全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会	
31	全国高等学校選抜アイスホッケー大会	
32	全国高等学校野球選手権大会	
33	全国高等学校選抜野球大会	
34	全国全国高等学校軟式野球選手権大会	

専門部強化補助金交付要綱

1. 交付目的

この補助金は、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会および滋賀県高等学校体育連盟が主催、主管する大会等に優秀な成績をおさめるとともに、各競技種目全般の競技力向上を図るための専門部の事業に対して、その経費の一部を補助し、もって本県の高校スポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 事業内容

当初の目的を達成するために、本連盟各競技専門部が実施する県内外合宿および県内日帰り練習等を対象とし補助を行う。補助対象期間を4月1日から翌年2月28日までとする。

3. 補助額

定 額（選手強化対策委員会の定めるところによる配分案（基本配分・規模配分・実績配分）に基づき、評議員会において決定した額とする。）

4. 補助金の交付および関係書類の提出

- (1) 各競技専門部は、5月中旬までに別紙様式により事業申請関係書類を高体連事務局宛提出する。
- (2) 高体連事務局は関係書類について審査のうえ、補助金の交付（概算払い）を行う。
- (3) 各競技専門部は、事業完了後2週間以内に、別紙様式により事業実績関係書類を高体連事務局宛提出すること。

5. 関係書類に係る注意事項

(1) 交付申請に関わる事項

- ①交付申請書（様式 要覧21）
 - ・当該年度5月中旬までに、事業計画書と収支予算書を添えて提出する。
- ②事業計画書（様式 要覧22-1）
 - ・必要事項を記入し提出する。
- ③収支予算書（様式 要覧22-2）
 - ・必要事項を記入し提出する。
 - ・補助対象経費は別紙のとおり。

(2) 実績報告に関わる事項

- ①実績報告書（様式 要覧23）
 - ・すべての補助対象事業完了後2週間以内に提出する。事業中の写真（日付け入り）を添付すること。
 - ・実績報告書とともに、〔事業 No.別〕報告書、収支決算書、〔事業 No.別〕旅費支出明細、〔事業 No.別〕領収書添付用紙を添えて提出する。

- ②〔事業 No.別〕報告書（様式 要覧 24-1）
- ・事業毎に作成し提出する。
 - ・事業 No.は収支決算書の事業 No.と一致させること。
- ③収支決算書（要覧 様式 24-2）
- ・必要事項を記入し提出すること。
 - ・「補助対象経費」に見合う領収書の原本（コピー不可）を提出すること。
- ④〔事業 No.別〕旅費支出明細（要覧 様式 25）
- ・事業毎に作成し、事業 No. は収支決算書の事業 No.と一致させる。
 - ・旅費起点は所属学校最寄り駅または、集合駅とする。
- ⑤〔事業 No.別〕領収書添付用紙（要覧 様式 26）
- ・事業毎に添付用紙 1 枚を使用し、事業 No. は収支決算書の事業 No.と一致させる。
 - ・領収書は原本を添付すること（コピー不可）。
 - ・領収書の宛名は当該専門部宛とする。

(3) その他

- ①補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること。

滋賀県高等学校体育連盟専門部強化補助金対象経費・支出基準

科 目		補助対象経費等の額および制限	
選 手 ・ 指 導 者	交通費	県外合宿・練習	往復 30,000 円上限とし実費（旅費支出明細提出）
		県内合宿・練習	実費（旅費支出明細提出）
	宿泊費	県内外合宿	1 泊 2 食 9,000 円上限とし実費
		セミナー等素泊り施設利用	（会館使用料 布団代）実費
	素泊り施設利用の別途食費（領収書不要）	素泊まり施設利用の場合、宿泊証明書・布団代領収等提出の上で、夕食 1,300 円、朝食 700 円、昼食は対象外	
講 師	交 通 費		実費（旅費支出明細提出）
	宿 泊 費		実費（昼食は対象外）
	報 償 費（謝金）		1 時間あたり 5,900 円上限〔滋賀県教職員は対象外〕 ※医師・トレーナーは 10,000 円上限／1 日
会 場 借 上 料		実費（他の補助事業と重ならないよう注意）	
そ の 他	消 耗 品 （単価 30,000 円未満）		消耗品経費の半額を対象とする。
	備 品 （単価 30,000 円以上）		対象外

※平成 27 年 4 月 17 日一部改正

近畿高等学校体育連盟種目別大会年度別開催地順序表

順 序 種 目	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	備 考
陸 上 競 技	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	
ソフトテニス	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	
バレーボール	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	
水 泳	滋(和)	京(大)	和(滋)	兵(奈)	大(奈)	京	和	兵	大	未	未	未	33年度以降未定
卓 球	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	
ハンドボール	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	
バスケットボール	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	
柔 道	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	
バドミントン	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	
剣 道	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	
自 転 車	兵	京	滋	奈	大(和)	和(大)	兵	京	滋	奈	和	大	28・29年度変更
テ ニ ス	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	
ソフトボール	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	
相 撲	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	毎年、和歌山で開催
登 山	滋	奈	滋(和)	和(大)	大(兵)	兵(京)	京(滋)	奈	和	大	兵	京	26・27・28・29・30年度変更
弓 道	奈	京(和)	大	兵	和(京)	滋	奈	和	大	兵	京	滋	25・28年度変更
ボ ー ト	滋	奈	和	大	京(兵)	兵(京)	滋	奈	和	大	兵	京	28・29年度変更
体 操	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	
ス キ ー	兵	京	滋	京	滋	大	兵	京	滋	京	滋	大	和歌山・奈良（開催なし）
サ ッ カ ー	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	
ラグビー	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	
ウエイトリフティング	大(奈)	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	
レスリング	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	
フェンシング	奈	大	京	滋	和	奈	大	京	滋	和	奈	大	兵庫（開催なし）
アーチェリー	京	兵	和(滋)	滋(和)	大	奈	京	兵	滋	和	大	奈	26・27年度変更
ホ ッ ケ ー	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	
空 手 道	大(和)	和(大)	兵	京	滋	和(奈)	奈(和)	大	兵	京	滋	奈	29・30年度変更
ボクシング	大	滋	奈	和	兵	京	大	滋	奈	和	兵	京	
なぎなた	和(兵)	奈	大	京	兵	和	奈	大	京	兵	和	奈	19年度から滋賀県専門部廃止
駅 伝	滋	京	京	京	大	大	大	未	未	未	未	未	31年度以降協議中
少林寺拳法	奈	和(奈)	大(和)	兵	京	奈	和	大	兵	京	奈	和	19年度から滋賀県専門部廃止
ヨ ッ ト	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	
カ ヌ ー	奈	兵	京	和	滋	奈	兵	京	和	滋	奈	兵	
ライフル射撃						未	未	未	未	未	未	未	
定 ・ 通 制	京	滋	奈	和	大	兵	京	滋	奈	和	大	兵	
軟 式 野 球	兵	京	大	和	滋	奈	兵	京	大	和	滋	奈	

報道各社一覧

社名	電話・FAX	所在地
朝日新聞社 大津支局	TEL 077-524-6601 FAX 077-523-1156	大津市京町3-5-12
毎日新聞社 大津支局	TEL 077-524-6655 FAX 077-526-1504	大津市打出浜3-16
産経新聞社 大津支局	TEL 077-522-6628 FAX 077-528-2311	大津市中央1-3-2
読売新聞社 大津支局	TEL 077-522-6691 FAX 077-522-6693	大津市打出浜13-1
中日新聞社 大津支局	TEL 077-523-3388 FAX 077-524-4447	大津市京町4-4-23
京都新聞社 大津支局	TEL 077-523-3131 FAX 077-522-8822	大津市京町4-3-33
日本経済新聞社 大津支局	TEL 077-522-4455 FAX 077-525-7843	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル8F
日本放送協会 大津放送局	TEL 077-521-3074 FAX 077-521-0785	大津市打出浜3-30
共同通信社 大津支局	TEL 077-522-3762 FAX 077-522-5882	大津市京町4-3-33
時事通信社 大津支局	TEL 077-522-3915 FAX 077-525-5867	大津市京町1-2-23
京都放送 滋賀総局	TEL 077-522-8317 FAX 077-522-8355	大津市京町4-3-33
びわ湖放送	TEL 077-524-0607 FAX 077-524-0412	大津市鶴の里16-1

※番号間違いがないようにお願いします。

○大会本部（臨時ファックス電話） FAX 077-522-6902

高体連事務局（保健体育課） FAX 077-528-4955

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4621

FAX 077-528-4955

HP <http://shiga-koutairen.com/>

E-mail shiga-koutairen@ninus.ocn.ne.jp

滋賀県高等学校体育連盟